

別紙

経済産業省

連絡文書
令和3年2月26日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 月舘 実

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は、別添のとおり国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、塗装工事業者宛て要請するよう協力依頼を行ったので、その旨お知らせいたします。

同種事故防止の観点から、貴団体においても傘下のガス事業者等を通じて、一般消費者に対して建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用するよう周知を行っていただきますようお願いいたします。

（参考資料）

- ・住宅の塗装・内装工事等の際のガス機器の給気・排気筒の閉塞による事故一覧（2016年から2020年まで）
- ・塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

経済産業省

連絡文書
令和3年2月26日

国土交通省不動産・建設経済局
建設市場整備課長 奥原 崇 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 月舘 実

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省へ報告されたガス事故のうち、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒及びガス機器の破損などの事故が、2016年から2020年の5年間で計68件発生し、そのうち2020年は、7件の事故が発生しています。

ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者などが死に至った事例も過去に発生しています。

このことから、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
2. やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

(参考資料)

- ・住宅の塗装・内装工事等の際のガス機器の給気・排気筒の閉塞による事故一覧（2016年から2020年まで）
- ・塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ